

横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター 平成19年度事業計画

I 地域における協働・連携の推進

1 地域連携の5つの基本方針

(1) 日常的で具体的な連携

連絡会や行事のときに連携するだけでなく、日常の具体的な支援の中で連携を進めます。

(2) 顔が見える連携

施設・機関の機能面だけでなく、職員同士の信頼関係を築きます。

(3) 相互にメリットを共有できる連携

連携によって生まれるメリットの地域での共有を進めます。

(4) 新たな支援サービスを生み出せる連携

公共サービスだけでは対応しきれない「制度の隙間」を埋める地域サービスを生み出します。

(5) 協働を前提とする連携

施設の機能や個性を発揮し、地域の事業を協働で展開します。

納涼会、クリスマス会、町内会夏祭りなど多くの地域活動を実施していきます。地域の市民とのふれあいでは、単にセンターの行事に参加していただくのではなく、センターの行事が「地域の行事」となるような関係づくりをより深めてまいります。

2 神奈川区の地域連携と交流を推進する役割

ア 神奈川区内の関係機関の機能を把握し、それぞれの個性を活かしながら、地域の事業を共同で展開し、障害者支援についてはサービス調整のためのケアマネジメント機能を地域で発揮してゆきます。

イ 神奈川区は区福祉保健センターをはじめ、地域作業所5ヶ所、グループホーム3ヶ所、精神科デイケア3ヶ所、精神科単科病院1ヶ所、生活訓練施設1ヶ所といった、他区に比較して社会資源が種類・施設数共に充実していますので相互の連携を強める役割を推進します。

II 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理

1 安全管理の方針・取り組み

ア 事故の発生を未然に防ぐため、日ごろからの安全管理意識を高め、想定される事故に対して、整備されている安全管理マニュアルに基づき、日中や夜間を想定し、それぞれ事故の対応を行います。

III 個人情報管理に関する取り組み

1 個人情報管理の取り組み

当財団においては、「財団の保有する個人情報の保護に関する規程」を制定し、個人情報の適切な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、個人の権利・利益を保護する

ために、個人情報漏洩事故等防止マニュアルを作成し、また、職員に対して研修を実施しています。平成19年度においても引き続き研修を実施していきます。

IV 横浜市の施策と生活支援センターとの関連性

1 横浜市の精神障害者施策と課題

平成16年の横浜市障害者プランにも「基本方針」で「特に、国の新障害者プランにおいても重点施策とされている精神障害者に対する施策については、他の障害者施策と比較しても一層のサービスの充実が求められている」と示されているとおり、他障害のサービスを踏まえた充実が必要となっております。神奈川区生活支援センターは、平成19年度においてもしっかりとその一翼を担えるよう取り組んでいきます。

2 求められる生活支援センターの機能と基本的な対応

精神障害者が病院や施設ではなく地域で安心して生活を送るために、横浜市の生活支援センターには次の3つが欠かす事のできない機能として実施が求められています。神奈川区生活支援センターでは、平成19年度においても常にこの基本的な対応を大切に、事業に取り組んでいきます。

(1) 生活の支援（地域生活の維持）

地域生活を安心して継続できるように、いつでもサービスを提供できるよう体制整備を進めます。

(2) 生活の相談（地域生活における問題解決）

幅広い相談に応じ、地域の課題の把握に努め、ケアマネジメント機能を発揮して行きます。

(3) 地域連携・地域交流（地域ネットワーク構築）

単なる施設・機関間の連携や交流にとどまらず、新たな支援サービスを生み出し、協働していくことを目指します。

V 生活支援センターが地域に果たす役割と機能

1 神奈川区生活支援センターでは、地域の重要な相談拠点としての役割を果たすことで、利用者に地域の精神保健福祉サービスを効率的に発揮するためのケアマネジメント機能を推進していきます。

2 地域の特性から考えられる神奈川区生活支援センターの役割

これまでの神奈川区生活支援センターでの相談や事業実施の経験から、利用者が多数を占める神奈川区、中区、鶴見区の特徴として次の4点への配慮が必要と考え、その取り組みを推進します。

- ① 生活保護被保護者への配慮
- ② 単身生活者への配慮
- ③ アルコール等中毒性精神障害者への配慮
- ④ 高齢障害者への配慮

(1) 具体的な取り組み

ア 単身生活や高齢の精神障害者向けの生活講座を開催します。

- ・ 生活習慣病予防講座
- ・ 介護保険講座
- ・ 消費生活講座
- ・ ホームヘルパー等各種制度利用についての講座

イ アルコール等についての継続的対策に取り組みます。

- ・ 鶴見・神奈川区共同で開催中のアディクション家族教室を活用した心理教育プログラムを実施します。
- ・ アルコールに関する問題点や予防について積極的に情報提供の機会をつくりま

3 様々な施設との連携による事業拡張

(1) 24時間の相談窓口とショートステイ事業への期待

平成7年の「横浜市精神障害者生活支援センター基本構想検討報告書」においては、「夜間相談・訪問」「ワンナイトステイ」を主な機能として位置づけています。また平成16年の、「生活支援センターあり方検討会報告書」における調査でも「24時間の相談窓口」「泊まれるようなサービス」が当事者からの要望として上がっていることから、当財団運営のメリットを活かし、総合医療センター生活訓練施設ショートステイとの連携により、スムーズな利用体制を整えます。加えて、法人方地域活動ホームとの連携により、身近な地域でのショートステイ事業と夜間電話相談における精神障害者の利用について実現に向け努力します。

VI 「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開

1 私たちが目指すサービス

「誰もが気軽に利用でき、利用して良かったと思える生活支援センター」「事業検証と自己評価を怠らず、更なるサービス内容の向上」を目指していきます。

(1) 常に利用者の立場にたった支援を迅速に行います。

利用者は単にサービスを享受する対象者ではなく、生活支援センターのサービス向上に参加している支援者としてとらえ、常に利用者の意見を取り入れることに努めます。

- ・ 利用者とのミーティングを開催
- ・ 運営連絡会など施設運営方針決定の場に利用者が参加、協働をもとにした運営
- ・ 市精連精神保健福祉研究所との連携により利用者満足度調査を作成

(2) 最新かつ最高のサービスの提供を目指し、人材開発に努めます。

サービスの質を左右するのは「支援する人材」に負うことが大であるとの基本的認識のもと、生活支援センター職員は常に精神障害者の置かれている現状に対し問題意識を持って、技術と資質の向上に努力します。

- ・ 職員全員が精神福祉士、社会福祉士等の業務に関連する資格を5年以内に有する状

況の実現に向け取り組みます。

- (3) 個人情報の保護とリスクマネジメントの向上により利用者に信頼と安心を提供します。
- (4) 横浜市総合保健医療センターとの連携を最大限活用します。

2 指定管理料の効率的な執行

指定管理料は市民から託された大切な資金であるとの自覚を持って、サービスの向上のために有効に活用するとともに、すべての“無駄”を点検して業務の効率化に努めます。

Ⅶ その他(主な具体的な事業への取り組み)

- ・精神障害者の再発予防の観点からも、日中の居場所の提供は重要課題です。神奈川区生活支援センターでは1日50人以上の来場を目指します。
- ・夕食サービスをより充実するとともに、地域作業所等の協力を得て昼食の提供に努めます。
- ・既存のサービスや公的な支援では対応しきれない制度の隙間の様々なニーズに対応していきます。関係機関、ボランティア等の協力を得て年間100件以上の訪問・同行を目指します。
- ・神奈川区・鶴見区の福祉保健センターと区家族会と連携して、家族講座及び心理教育プログラムを開催します。この講座を通して家族間の交流を広げます。
- ・神奈川区関係機関の連絡会などのネットワーク会議をさらに発展させ、退院促進と地域移行に取り組みます。
- ・当財団が運営する総合保険医療センター生活訓練施設との連携により、生活訓練機能を活かした地域移行システムづくりを進めます。
- ・現在においても、神奈川区生活支援センターは先駆的に地域移行の支援に取り組んでいます。平成19年度も横浜市の施策に対応し、より積極的に支援に取り組みます。

配置する職員の資格と業務分担（平成19年度計画）

1 神奈川県生活支援センターの職員配置

施設長（常勤嘱託員 事務職）

精神保健福祉士5名（常勤職員3 非常勤嘱託員1 アルバイト職員1）

精神障害者社会復帰指導員2名（非常勤嘱託員2） 計 8名

配置職員	性別	年齢	職種	資格	経 験 年 数	経 歴
施設長(常勤嘱託員)	男	60代	事務	なし	8年	横浜市退職者(福祉関係経験7年) 当財団勤務(1年)
常勤職員(A)	男	40代	社会福祉	精神保健福祉士	18年	生活保護更正施設(4年)、当財団生活訓練施設、 生活支援センター・精神科デイケア(14年)
常勤職員(B)	男	30代	社会福祉	精神保健福祉士	16年	老人ホーム(2年) 当財団生活訓練施設、通所授産施設(14年)
常勤職員(C)	女	30代	社会福祉	精神保健福祉士 社会福祉士	12年	特別養護老人ホーム(1年)、当財団生活訓練施設・ 生活支援センター勤務(11年)
非常勤嘱託員(A)	女	40代	社会福祉	精神保健福祉士	0年	当財団勤務(1年未満)
非常勤嘱託員(B)	女	20代	社会福祉	社会福祉主事任 用資格	5年半	精神科単科病院医療相談室(1年半) 地域作業所(4年兼務) 当財団勤務(4年)
非常勤嘱託員(C)	女	20代	社会福祉	精神障害者ホー ムヘルパー2級	3年	グループホーム(3年間兼務) 当財団勤務(3年)
アルバイト職員	女	20代	社会福祉	精神保健福祉士	5年	大学病院勤務(1年)、精神科診療所(1年) 当財団勤務(年)

2 業務分担

配置職員	主な担当業務	
施設長	運営・施設管理全般を掌理	
常勤職員(A)	地域施設・区役所等連携担当	
常勤職員(B)	文書管理、施設管理等担当	
常勤職員(C)	庶務担当	
非常勤職員(A)	サークル活動担当	
非常勤職員(B)	イベント等企画・広報担当	
非常勤職員(C)	リサイクル等担当	
パート職員	食事サービス担当	
全員対応業務	窓口業務	受付、利用料徴収等
	施設管理業務	ゴミ出し、洗濯、始業・終業点検
	相談業務	新規登録、生活相談、健康相談(主として有資格者が対応)
	夕食調理	施設長を除く全員ローテーションで担当(各日1名)

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

平成19年度収支予算書

平成19年4月1日 から 平成20年3月31日まで

<一般会計>

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備 考
I 事業活動収支の部				
1.事業活動収入				
指定管理料収入	(49,604,000)	(49,854,000)	(△ 250,000)	
神奈川区生活支援センター指定管理料収入	49,604,000	49,854,000	△ 250,000	
事業活動収入計	49,604,000	49,854,000	△ 250,000	
2.事業活動支出				
管理運営事業費支出				
神奈川区生活支援センター 管理運営事業費支出	(49,604,000)	(49,854,000)	(△ 250,000)	
給料手当支出	22,394,000	22,394,000	0	
臨時雇賃金支出	16,694,000	16,694,000	0	
労務厚生費支出	210,000	210,000	0	
旅費交通費支出	90,000	90,000	0	
通信運搬費支出	372,000	372,000	0	
消耗品費支出	484,000	484,000	0	
消耗什器備品費支出	300,000	300,000	0	
修繕費支出	150,000	150,000	0	
印刷製本費支出	1,000,000	1,000,000	0	
光熱水費支出	3,308,000	3,308,000	0	
賃借料支出	200,000	200,000	0	
保険料支出	188,000	188,000	0	
諸謝金支出	240,000	240,000	0	
租税公課支出	10,000	10,000	0	
負担金支出	50,000	50,000	0	
委託費支出	3,914,000	4,164,000	△ 250,000	
管理運営事業費支出計	49,604,000	49,854,000	△ 250,000	
事業活動支出計	49,604,000	49,854,000	△ 250,000	
事業活動収支差額	0	0	0	
II 投資活動収支の部			0	
1.投資活動収入			0	
投資活動収入計	0	0	0	
2.投資活動支出			0	
投資活動支出計	0	0	0	

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備 考
投資活動収支差額	0	0	0	
Ⅲ 財務活動収支の部			0	
1.財務活動収入			0	
財務活動収入計	0	0	0	
2.財務活動支出			0	
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	